

一般競争入札公告

沖縄県立中部病院が発注する「救急救命士導入支援アドバイザリー業務委託契約」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和5年9月8日

沖縄県立中部病院長 玉城和光

1 入札に付する事項

(1) 業務名

救急救命士導入支援アドバイザリー業務

(2) 業務の実施場所

沖縄県立中部病院

(3) 当該業務の要件等

沖縄県立中部病院の救急救命士導入支援アドバイザリー業務（別紙「仕様書」参照のこと。）

(4) 履行期間 令和5年10月1日～令和6年3月31日まで

(5) 留意事項

当該入札にかかる契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。

2 入札参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額が500万円以上であること。
- (2) 従業員の数が50人以上であること。
- (3) 過去2年間において、救急救命士導入支援アドバイザリー業務の実績があり、業務履行能力が十分と認められること。
- (4) 過去2年間において、500床以上且つ三次救急医療機関におけるドクターカー運行管理の契約実績があり、業務遂行能力が十分と認められること。
- (5) 円滑な導入のため、救急救命士有資格者且つ5年以上の救急用自動車運行管理業務の経験を持つ指導者による定期訪問ができること。
- (6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入し、保険料の滞納がないこと。

- (7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (8) 労働者派遣事業の許可を有し、労働関係法令を遵守していること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請期日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止、または指名除外の措置を受けた者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの。

4 入札参加資格の申請方法等

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書および資格確認資料を提出しない者、ならびに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第 1 号様式）
 - イ 法人登記簿謄本の写し（最新のもので、6 ヶ月以内に交付されたもの）
 - ウ 直近の貸借対照表、損益計算書その他財産及び損益の状況を示す書類
 - エ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近 2 年間の都道府県民税及び事業税に關し滞納がないことを証する書類（発行後、3 か月以内のもの）
 - オ 同種・同規模の履行実績（第 2 号様式）及び実績を証する契約書の写し
- 沖縄県の現在の県立病院入札参加資格登録業者名簿に記載のある者については、イ～エの書類の提出は不要とする。

(2) 提出先

沖縄県立中部病院総務課 庶務係担当（アカミネ）

〒904-2293 うるま市字宮里 281 番地

電話番号 098-973-4111 FAX 番号 098-973-2703

(3) 提出期間

この公告の日から令和5年9月15日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）とし、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

ただし、一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）のみメールでも受け付ける。

(4) 提出方法

持参もしくは郵送（書留もしくは特定記録郵便による）で提出すること。なお提出された書類は返却しない。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

電話および書面（メール含む）により通知する。

(6) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(7) 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届（任意様式）を提出しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地および電話番号

ウ 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるもの額

カ 電話番号

(8) 資格の取消し等

ア 入札参加資格を有する者が3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

5 入札及び開札の日時等

(1) 日時 令和5年9月22日（金）9時00分

(2) 場所 沖縄県立中部病院 第3会議室

6 入札および契約の手続きにおいて使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条

の規定により、見積った契約金額（消費税込み）を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の入札保証金を一括して納付することまたはこれに代わる担保を納付または提供すること。

8 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日の間に履行期限（契約期間満了日）が到来する 2 つ以上の契約を全て誠実に履行し、その実績を第 2 号様式にて提出し、認められた場合

9 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を一括して納付することとする。

10 契約保証金の免除

契約保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立中部病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日の間に履行期限（契約期間満了日）が到来する 2 つ以上の契約を全て誠実に履行し、その実績を第 2 号様式にて提出し、認められた場合

11 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書（第 56 号（その 1）様式）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には業務名および業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入す

ること。

- (3) 代理人が行う場合で委任状（第4号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届（第5号様式）を4(2)に掲げる場所に持参、郵送、またはメールすること。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。（(4)又は(5)に該当する場合を除く。）

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格を持って申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わぬもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、再度の入札は3回（1回目の入札含む。）までとする。
- (4) 再度の入札に付しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

15 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

16 その他

- (1) 申請関係書類、入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本

国通貨とする。

- (2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (3) 入札参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとする。
- (4) 入札参加資格を認められた後であっても、当該公告「2 一般競争入札参加資格要件」に該当しない事実があった場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- (5) 当該広告等に定めのない事項については、地方自治法（昭和 23 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。

17 本案に関する質問・回答

質問については、質問書（第 3 号様式）に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。
質問事項がなければ提出は不要とする。

(1) 提出期間

公告日から令和 5 年 9 月 14 日（木） 午後 2 時まで

(2) 提出方法

メールによる。提出期間を過ぎたものは受け付けない。

(3) 回答方法

質問者を含む全ての参加者に対して、メールにより回答する。（質問事項全てに対して回答ができるとは限らない）

18 注意事項

- (1) メールする場合は、宛先に次の 2 箇所を入れ必ず両方にメールすること。
xx031112@pref.okinawa.1g.jp (代表)
akamine_akiyoshi@hosp. pref. okinawa. 1g. jp (担当)
- (2) 契約後は、請求書注意事項に沿った請求書により請求すること。
- (3) 質問事項がメールによりがたい場合は、郵送も可能とする。